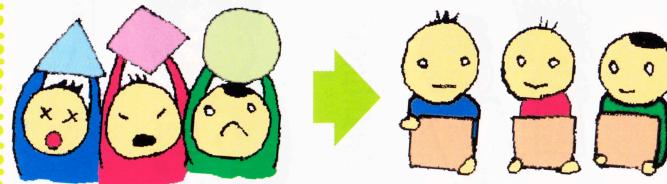


どうして障害者権利条例が必要なの?

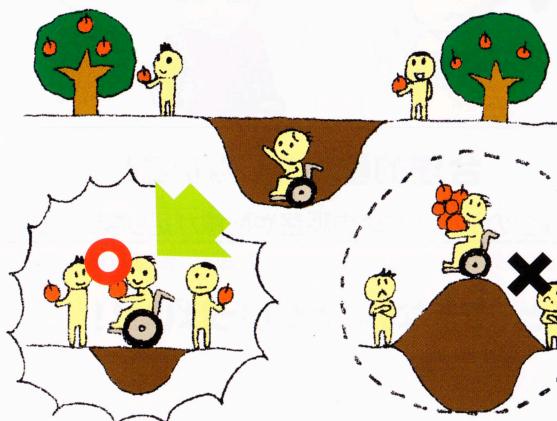
いま日本で、差別を定義したり差別を禁止する法律がないため、障害のある人は生活の様々な場面で暮らしにくさを感じています。

そこでまず私たちのまちに条例をつくると、共通のルールができ、どんなことが差別にあたるのか、その差別をなくすにはどういう仕組みがあるのか、誰にでもわかるようになります。



障害のある人を特別扱いするってこと?

障害のある人に特別な権利をつくるのではありません。同世代の、障害のない人たちと同じような生活を送るために、必要最低限のルールをつくろうとしています。



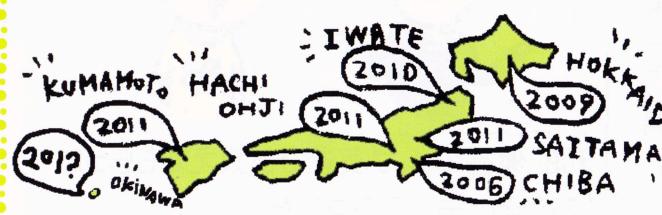
世界中が動きはじめている!

2006年、国連で障害のある人への差別をなくすことをめざし、『障害のある人の権利条約』ができました。すでに、アメリカ、韓国、EU 諸国など 100 以上の国がこの条約に同意しています。



日本各地で条例ができている!

2006年、千葉県で国内初となる障害のある人への差別を禁止する条例ができました。つづいて北海道、岩手県、熊本県、さいたま市、八王子市で制定されています。その他、沖縄県、栃木県、宮城県、兵庫県、愛知県などでも障害のある人が主体となって条例作りを進めています。



まず私たちのまちに
障害に基づく差別をなくす権利条例を。

障害のある人への差別をなくすために…

茨城県に

障害者権利条例

をつくろう!

茨城に障害をもつ人の
権利条例をつくる準備会事務局